

4 | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

各種地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制は次のとおりです。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業 (保育所延長保育)	量の見込み①		348	348	350	348	349
	確保の内容②	人	348	348	350	348	349
	②-①		0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ／学童保育)	量の見込み①		359	357	351	352	361
	確保の内容②	人	380	380	380	380	380
	②-①		21	23	29	28	19
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み①		42	42	43	42	41
	確保の内容②	人	42	42	43	42	41
	②-①		0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	量の見込み①		0	0	0	0	0
	確保の内容②	人	5	5	5	5	5
	②-①		5	5	5	5	5
地域子育て支援拠点事業	量の見込み①		10,010	10,020	10,030	10,040	10,050
	確保の内容②	人回	10,010	10,020	10,030	10,040	10,050
	②-①		0	0	0	0	0
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み①		11,218	11,519	11,678	11,598	11,233
	確保の内容②	人日	11,218	11,519	11,678	11,598	11,233
	②-①		0	0	0	0	0
一時預かり (幼稚園型以外)	量の見込み①		2,994	2,985	3,004	2,983	2,923
	確保の内容②	人日	2,994	2,985	3,004	2,983	2,923
	②-①		0	0	0	0	0
病児保育事業、子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み①		2,064	2,058	2,071	2,057	2,016
	確保の内容②	人日	2,070	2,064	2,077	2,063	2,022
	②-①		6	6	6	6	6
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	量の見込み①		540	543	546	549	552
	確保の内容②	人日	540	543	546	549	552
	②-①		0	0	0	0	0
利用者支援事業	量の見込み①	か所	1	1	1	1	1
	確保の内容②		1	2	2	2	2
	②-①		0	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み①		604	604	604	604	604
	確保の内容②	回	604	604	604	604	604
	②-①		0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業	量の見込み①		316	313	311	308	305
	確保の内容②	人	316	313	311	308	305
	②-①		0	0	0	0	0
産後ケア事業	量の見込み①		90	95	100	105	110
	確保の内容②	人日	90	95	100	105	110
	②-①		0	0	0	0	0
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み①		206	204	203	201	199
	事業実施予定	人	有	有	有	有	有
	②-①		0	0	0	0	0
養育支援訪問事業	量の見込み①		25	25	25	25	25
	事業実施予定	人	有	有	有	有	有
	②-①		0	0	0	0	0
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み①		30	30	30	30	30
	確保の内容②	人日	30	30	30	30	30
	②-①		0	0	0	0	0
児童育成支援拠点事業	量の見込み①		20	20	20	20	20
	確保の内容②	人	0	0	0	0	0
	②-①		-20	-20	-20	-20	-20
親子関係形成支援事業	量の見込み①		10	10	10	10	10
	確保の内容②	人	10	10	10	10	10
	②-①		0	0	0	0	0

第3期 田原本町子ども・子育て支援事業計画
概要版 令和7年3月

発行 田原本町 健康福祉部 こども未来課
電話 0744-32-2901 FAX 0744-32-2977



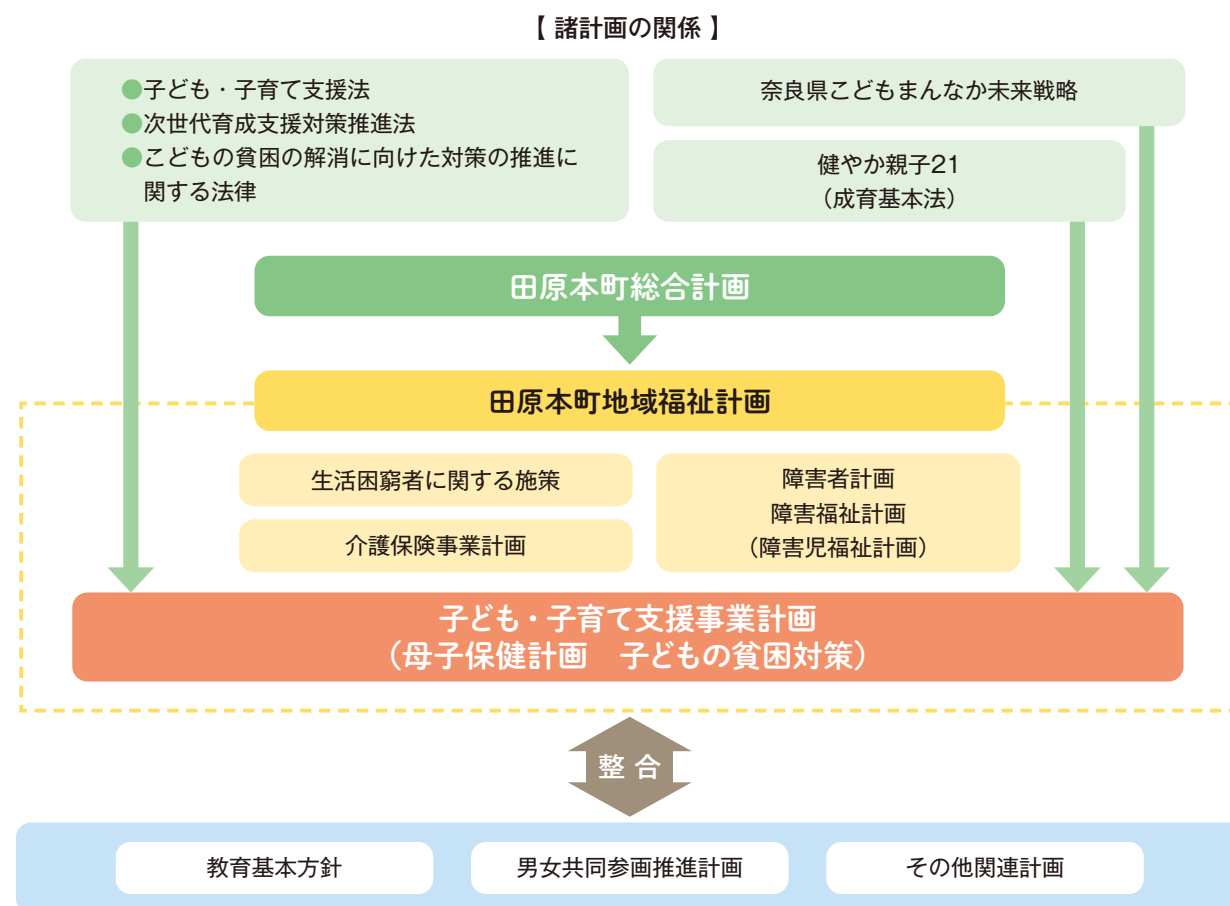
1 計画の概要

1 計画の位置づけ

「田原本町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として策定するものです。

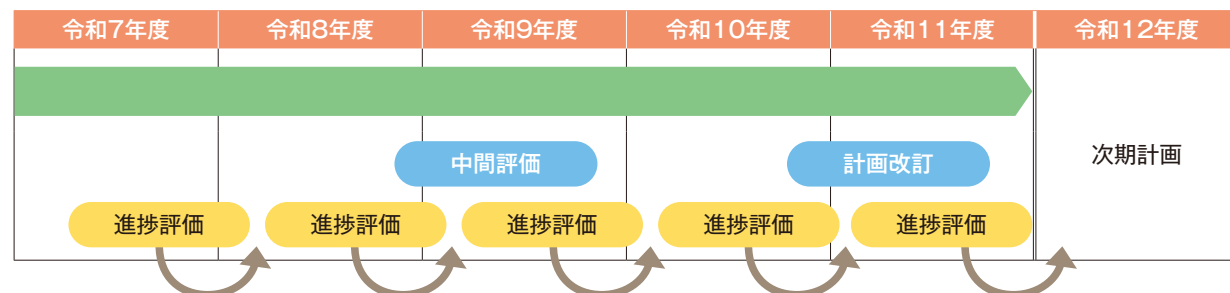
また、次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17年3月31日までに再延長されたことから、同法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけられるとともに、「成育医療等基本方針」に基づく「市町村母子保健計画」を包含した計画とします。

上位計画である「田原本町総合計画」やその他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。



2 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子ども・子育て支援制度」においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

田原本町では、「田原本町子ども・子育て支援事業計画」において、『すくすくと 子どもが育つ たわらもと』を基本理念と定め、子育て支援に取り組んできました。本計画においても、引き続きその考えを継承し、家庭と地域や社会が一体となって子どもの成長を支えるまちの実現を目指すべく、以下の基本理念を定めます。



2 基本的な視点

本計画の策定にあたり、以下の4つを基本的な視点と定めます。

子どもの視点

すべての子どもが健やかに育つまちづくり

個々の環境に左右されることなく、すべての子どもが尊厳と希望を持って健やかに育つまちづくりを進めます。

家庭の視点

すべての親が安心して子育てできるまちづくり

すべての親が過度の負担や不安を負うことなく、安心して子どもを育てられるまちづくりを進めます。

地域の視点

地域みんなで子どもを育てるまちづくり

地域に住む一人ひとりが子育てに協力し、互いに支え合い、積極的に助け合うまちづくりを進めます。

社会の視点

社会全体で子育てを支援するまちづくり

個々の負担を軽減し、社会全体で子どもや子育て家庭を支え、支援するまちづくりを進めます。

3 基本目標

本町では、平成9年の地域保健法の改正により乳幼児健診が町での実施となり、その後の支援を含め、妊娠～出産～就学までの子育て期のかかわりをすべて町で担うこととなりました。その中で、子育て支援・発達支援・虐待予防の視点で「安心して子育てができる町」を目指し、平成9年より母子保健計画を策定し事業を展開してきました。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期間が令和17年3月31日まで10年間延長されました。

本計画は「子ども・子育て支援法」によることから、基本目標については、「子ども・子育て支援制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画と「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画、母子保健計画を一体的に策定していきます。

本計画の策定にあたり、以下の4つを基本目標と定めます。

基本目標

1 親子の健康の確保及び増進

子ども・子育て支援事業の実施にあたって、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携を図りながらまちづくりを進めます。



基本目標

2 地域と家庭の子育て力強化

交流や連携、相談支援や情報提供の充実により、地域や家庭の子育て力の強化を目指します。



基本目標

3 健やかな成長を支える環境整備

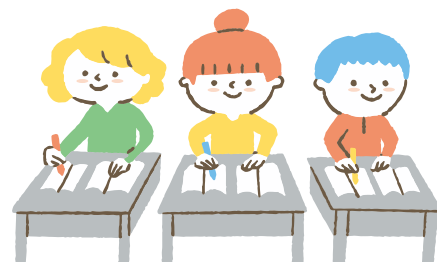
安心・安全な環境整備と健康の確保により、子どもたちが健やかに育つまちづくりを目指します。



基本目標

4 教育・保育と子育て支援の充実

教育・保育の量の確保と質の向上を図るとともに、子育てと社会生活の両立の推進を目指します。



3 施策の体系

基本理念

すくすくと
子どもが育つ
たわらもと

基本目標

基本目標 1

親子の健康の確保
及び増進

1 個別相談支援

2 子どもと親の健康確保

基本目標 2

地域と家庭の
子育て力強化

1 交流の推進とネットワークづくり

2 家庭の子育て力と教育力の強化

3 子育てと社会生活の両立支援

基本目標 3

健やかな成長を
支える環境整備

1 子育てに適したまちづくり

2 すべての子どもの見守りと支援の推進

3 相談支援と情報提供体制の充実

基本目標 4

教育・保育と
子育て支援の充実

1 教育・保育環境の充実

2 地域子ども・子育て支援事業の充実



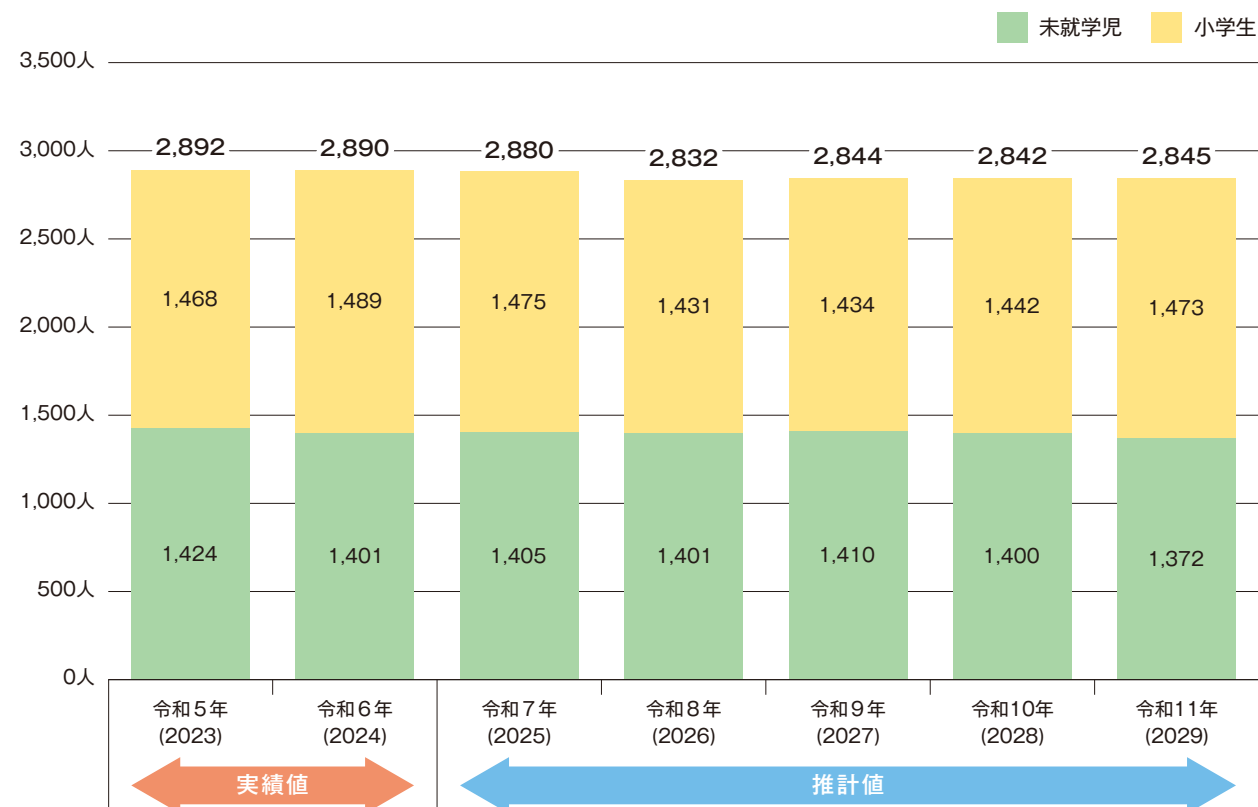
4 教育・保育の量の見込みと提供体制

1 子どもの人口推計

子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しており、0～11歳の人口の推移に合わせ、ニーズに基づいた教育・保育サービスの利用量を設定し、それに対応する確保の方策を定めました。

令和7年からの町全体の未就学児の推移は、令和6年の1,401人から緩やかに減少し、令和11年には1,372人となる見通しです。

また、小学生人口は、令和6年の1,489人からほぼ横ばいで推移し、令和11年には1,473人となる見通しです。



2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本計画において、教育・保育事業及び地域子育て支援各事業の提供体制と実施時期を定めるにあたり、その単位となる事業区域は、田原本町の地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、田原本町全体を単一区域と設定します。

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業の量の見込みの推計については、国から標準的な考え方が示されていますが、より地域の実情を反映した推計とするため、これまでの実績を踏まえて調整し最終的な量の見込みを設定しました。

①教育事業の量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	220	226	229	227	220
内訳	1号認定	人	220	226	229	227
	2号認定（教育ニーズ）	人	0	0	0	0
確保の内容②	人	795	795	795	795	795
差異（②-①）	人	575	569	566	568	575

②保育事業の量の見込みと確保方策

■ 2号認定保育ニーズ		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		人	444	456	462	459	445
確保の内容②		人	444	444	454	464	474
内 訳	特定教育・保育施設	人	419	419	429	439	449
	幼稚園＋預かり保育	人	25	25	25	25	25
差異（②-①）		人	0	-12	-8	5	29

■ 3号認定保育ニーズ		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		人	300	288	288	286	284
確保の内容②		人	295	314	314	314	314
内 訳	0歳児	人	63	63	63	63	63
	1歳児	人	97	106	106	106	106
	2歳児	人	135	145	145	145	145
差異（②-①）		人	-5	26	26	28	30

③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	25	24	24	24	24
確保の内容②	人	0	24	24	24	24
差異（②-①）	人	-25	0	0	0	0